

第4章 目指す地域像・基本的な考え方に基づく取組

目指す地域像 1 個性や多様性を互いに受け止め、その人らしく暮らすことができる地域

- 地域福祉や多様性について学ぶ機会を確保し、住民の積極的な参加を促進するとともに、誰もが地域への参加を可能にするための情報を入手できる環境整備や、コミュニケーションに不安を感じる人に対する支援を充実させます。
- 誰もがその人らしく暮らすために、自分の大切な財産が保護され、適切な支援に基づく自らの意思決定が尊重されることの重要性を共有し、権利擁護に関する取組を進めます。
- 社会的な孤立を防ぎ、刑務所出所者や保護観察を受けている人が地域の一員として定着する取組を行い、再犯の防止、そして犯罪のないまちの実現を目指します。

成 果 目 標

項目	現状値 (=基準値)	目標値
身の回りで、障害などの有無にかかわらず、だれもが地域社会の中で一緒に生活するという考え方が「(少し)浸透している」と思っている市民の割合	20.4% 【令和5年度】	30.0% 【令和11年度】

基本的な考え方(1) 地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う

- 計画に基づく地域福祉の講座や、学校現場で福祉教育を行う場合の支援など、地域住民の福祉を『知る』機会の確保及び住民の積極的な参加を促進します。
- 当事者の地域への参加を促すために、障害や疾病について多くの人が理解し、当事者の心身の状況に合わせた情報入手のサポートや、コミュニケーションに関する支援の担い手の育成等を推進します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市地域福祉活動計画の広報	3回 【令和4年度】	12回 【令和11年度】
市社協	児童、生徒、学生を対象とした普及啓発の取組 (福祉教育関係)	10件 【令和4年度】	20件 【令和11年度】
	市民を対象とした地域福祉や多様性についての普及啓発(セミナー等)	82件 【令和4年度】	90件 【令和11年度】

基本的な考え方(2) 一人一人の権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる

- (単身) 高齢者の伸びに伴い今後認知症高齢者の増加が見込まれ、知的・精神障害のある人についても増加傾向が見られています。このため、判断能力が十分ではない人の権利擁護に対する理解を広げ、成年後見制度その他支援事業の利用促進等を図ります。
 - ※ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号，以下「成年後見制度利用促進法」と言います。）に規定される市町村計画を包含する内容を記載します。
- 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域を、ともに作っていくことが重要です。
 - ※ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号，以下「再犯防止推進法」と言います。）に規定される地方再犯防止推進計画を包含する内容を記載します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > » » » » »

【成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画 関係】

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	旭川成年後見支援センターの対応件数	1,718 回 【令和 4 年度】	1,800 回 【令和 11 年度】
市社協	権利擁護を支える担い手の育成・活用 (市民後見人及び日自の登録者数及び活動者数)	1 2 5 件 【令和 4 年度】	↗ 【令和 11 年度】
	切れ目のない権利擁護支援体制の構築 (法人後見受任件数及び日自契約件数)	2 9 件 【令和 4 年度】	↗ 【令和 11 年度】

※ 目標値は新規事業の登録者数及び活動者数を含む

【再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画 関係】

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	地域の更生保護に携わる団体や更生保護関係機関と連携し、更生保護活動の広報や再犯防止に向けた取組の実施	実施 【令和 4 年度】	継続 【令和 11 年度】
市社協	就労・住居の確保等を支援する相談支援体制強化(自立サポートセンター延べ相談件数)	1, 8 8 8 件 【令和 4 年度】	↗ 【令和 11 年度】

※ 目標値は住宅要配慮者居住支援事業延べ相談件数を含む

基本的な考え方(1) 地域福祉や多様性について学び、互いに配慮し合う

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域福祉に関する講座や研修の開催回数の減少や中止等を余儀なくされていましたが、令和5年度以降徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあります。また、誰もが必要に応じた適切な福祉的支援又は配慮を受けながら、世代、分野等を超えてつながり、社会の担い手として地域をともに創り、及び支えるとともに、自分らしく生きがいを持って生活できる地域共生社会の実現を目指すための条例を制定しました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

アンケートでは、地域共生社会の実現に向けた重要なこととして「高齢や障害、病気により多様な特性を有する人がいることを理解し、日々の暮らしの中で、その人にあった配慮や気遣いを心掛けること」を挙げる人が最も多い結果となっています。

③ 地域福祉計画ガイドライン等(※)の記載から

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、様々な状態にある人を、社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要です。

※ 国が発出している、市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むべき事項等が記載されている「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」及び当該内容を含む「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の概要を記載しています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

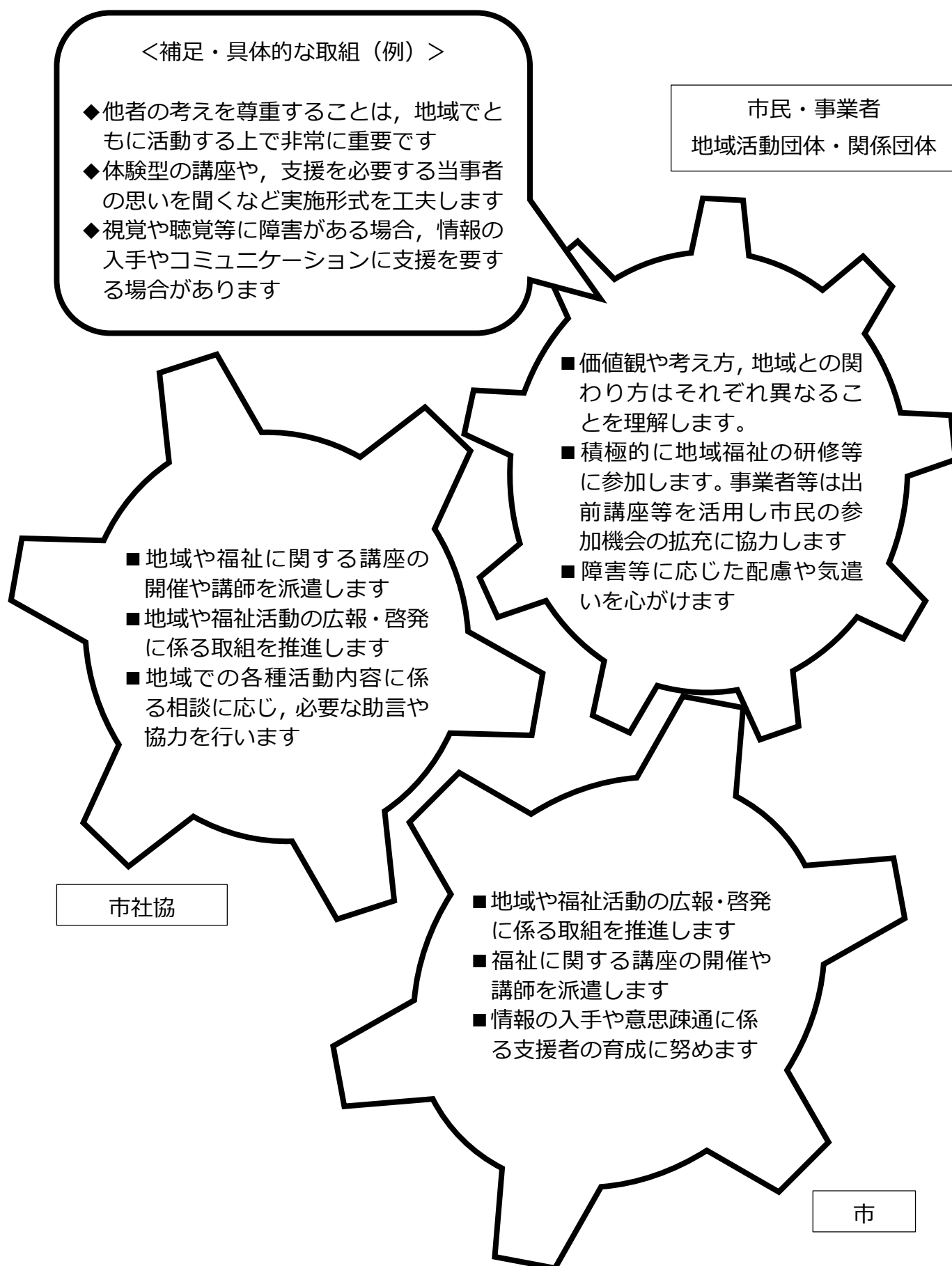
私たちの身の回りには、多様な価値観・考え方を持つ人が暮らしており、当然地域との関わり方や活動の在り方も個人や世代又は地域によって異なることを理解することが大切です。その上で、個々人が「我が事」として地域に関心を向け、互いのできる範囲で地域の各種活動に関わり協力して暮らすことが必要です。

地域福祉や多様性などについての理解を深めるためには、全市を対象とする規模の大きい研修や講座に限らず、市や市社協の出前講座等を活用し、住民等が集まりやすい「気軽に・身近な」ところにおいて学びの機会を確保することで、より多くの市民が参加できる環境を整えることができます。また、市や市社協は、学校での総合的な学習（探求）の時間等における福祉教育を実施する場合の協力を行います。

研修・講座というと堅苦しく聞こえることもありますが、市社協をはじめ関係団体との協力のもと、座学に限らず、支援や配慮を要する当事者からの話や実際に手話や障害者スポーツを体験など内容として取り入れ、参加に関する敷居が下がるよう内容を工夫することも重要です。

そして、視覚や聴覚などの障害により、ともに活動するに当たり配慮と支援が求められる場合があります。対象となる方が、地域で安心して暮らしその人らしく活動をするためには、地域住民の理解や温かな配慮、情報の入手やコミュニケーションに係る専門的な支援が必要です。市では、当該支援に関する専門的な関係団体等と協力しながら、支援者の育成等の取組を進めます。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
地域や福祉活動の広報・啓発	本計画を題材として、地域における支え合いの重要性を啓発し、世代にかかわらず、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう出前講座を実施します。
福祉に関する講座の開催や講師の派遣	認知症や障がいに関する各種講座を実施します。なお、地域、事業者、学校など様々な団体からの依頼にもとづく出前講座を実施することで、身近な場所で福祉に触れる機会づくりに努めます。
情報の入手や意思疎通に係る支援者の育成	聴覚障がい者協力員養成講習や点訳奉仕員養成講習等、障害のある人が情報を入手するあたり必要なサポートを行う支援者の育成を行います。

<市社協>

施策・事業	概要
旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターにおける福祉教育の推進	地域住民や福祉サービス利用者が担い手となる福祉教育の場づくりを行い、児童、生徒、学生が多様な価値観・ライフスタイルについて学ぶ機会とするほか、担い手側にとっても生きがいや社会参加につながるような双方向に効果のある福祉教育を推進します。
地域支えあいのまちづくりセミナー等の開催	地域福祉について知る機会の確保と多様な関係者の主体的・積極的な参加を促すための講座やセミナーを開催します。全市的に参集するセミナーだけでなく、身近な地域で気軽に参加できるような集会、集まり、イベント等の機会も活用し地域福祉に係る情報を発信します。

<成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画 関係>

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

成年後見支援センターにおける相談件数が伸びており、制度の利用促進に寄与しています。

成年後見制度が利用しやすくなるように、本市が実施主体となる成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族等がいない方の市長による申立手続のほか、成年後見人等へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成してきました。

市社協では、令和2年度から法人後見事業を開始し、受任件数及び対応回数が伸びており、受任件数当たりの対応回数が非常に多くなっています。また北海道社会福祉協議会から受託している日常生活自立支援事業の相談も多く、事業実施体制の見直し等の検討が必要です。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者及び高齢者であって、家族等の支援が受けることができない者に係る市長申立てについて、申立の事務手続が煩雑であり、審判決定までに期間を要することから、迅速な対応が求められています。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

判断能力が不十分な人への権利擁護支援のためのネットワークの構築や中核機関の機能、また市民後見人や親族後見人を含めた権利擁護の担い手の活動支援、日常生活自立支援事業の対象とならない人への支援、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援の在り方の検討が求められています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

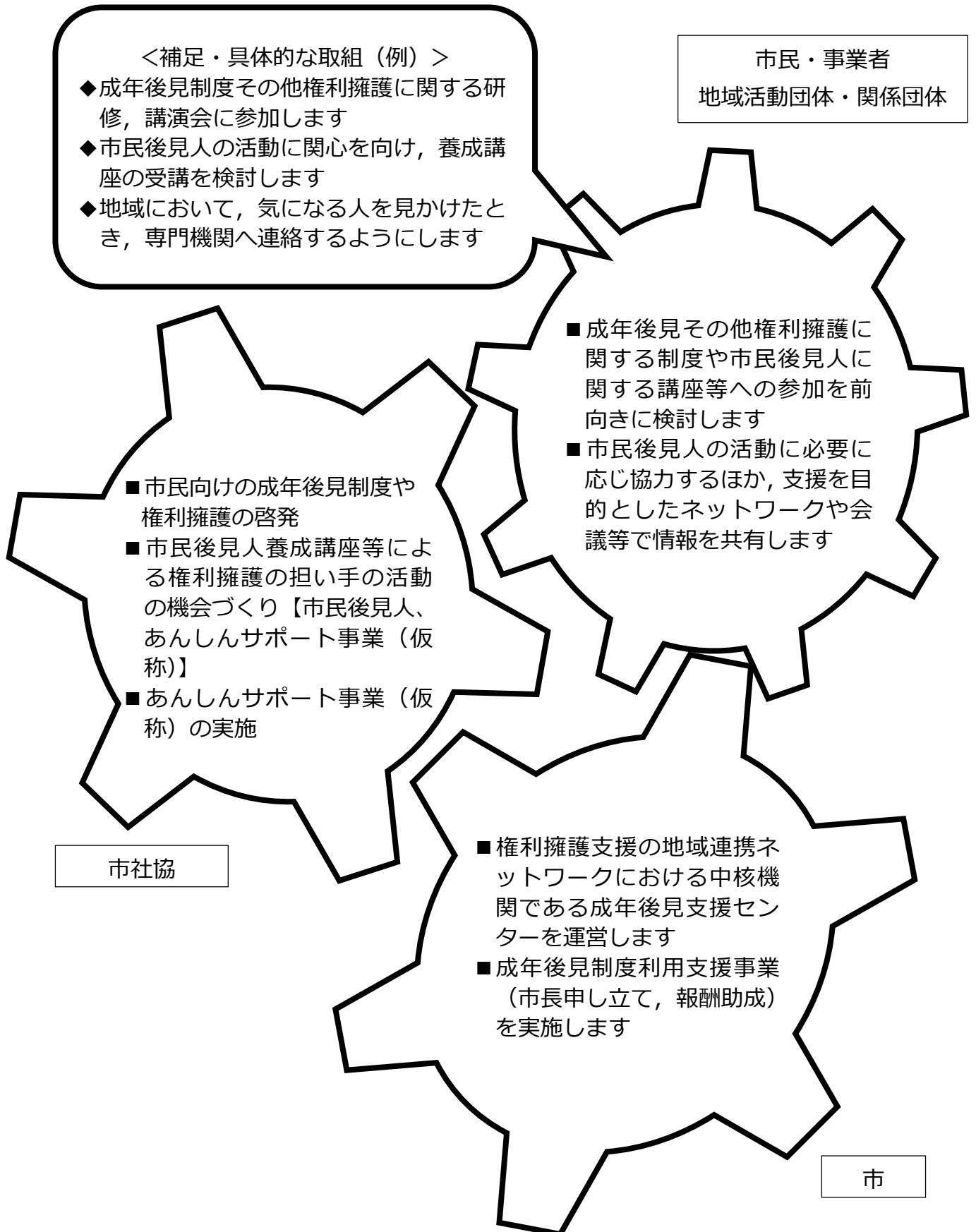
【成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画 関係】

疾病や障害の状況により、預貯金や不動産などの財産の管理や福祉サービスの契約などの身上保護を一人で行う事が難しい場合があります。また、内容がよくわからないままに自分に不利益な契約を結んでしまうなどの被害にあうことも懸念されます。

誰もがその人らしく幸せに暮らすためには、自分の大切な財産が保護されるとともに、自らの意思決定に関する適切な支援が必要です。

このことについて、成年後見制度を始めとした制度の幅広い理解の促進から、身近な地域での権利擁護に係る支援を必要とする人の発見、相談体制の充実まで、市民や地域、市及び市社協などそれぞれの立場で取組を進め、一人一人の権利が守られる地域の実現を目指します。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
旭川成年後見支援センターの運営	成年後見制度に関わる主要業務（相談対応、普及啓発、市民後見人養成、申立等支援）を担うほか、各関係者団体との連携により権利擁護に関わる切れ目のない支援を行える体制の整備を進めます。
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度の申立てを行う親族等がない方の市長による申立て手続、成年後見人等への報酬助成を行い、制度の利用を支援します。

<市社協>

施策・事業	概要
法人後見事業	親亡き後のを想定した長期的な支援や市民後見人では対応できない案件等に対応するため、継続性及び専門性を備えた法人後見業務を実施します。
日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある方に、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、大切な書類の預かり等の支援を行います。
あんしんサポート事業（仮称）	頼れる親族がおらず、将来に不安を抱えている市民と契約を結び、定期的な見守りや金銭管理の支援、死後事務（葬儀埋葬、家財処分、死後の入院費、施設費の支払等）を行います。

基本的な考え方(2) 一人一人の権利が守られるとともに、犯罪のない地域をつくる

<再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画 関係>

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

令和2年度までの3か年で国の地域再犯防止推進モデル事業を活用し、物質使用障害に係る普及啓発及び当事者の回復支援セミナーを実施するとともに、地域における再犯防止の取組を進めるため関係者間でネットワークを構築し、連携状況や課題を共有しました。

※ 前期計画では、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画としての位置付けによらず、上記取組を実施してきました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

各団体等が支援業務を行う中で、どこにつなげばいいかわからないことがあるので、関係機関が連携し情報共有をしていく必要があります。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪を犯した人等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項について検討が必要です。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

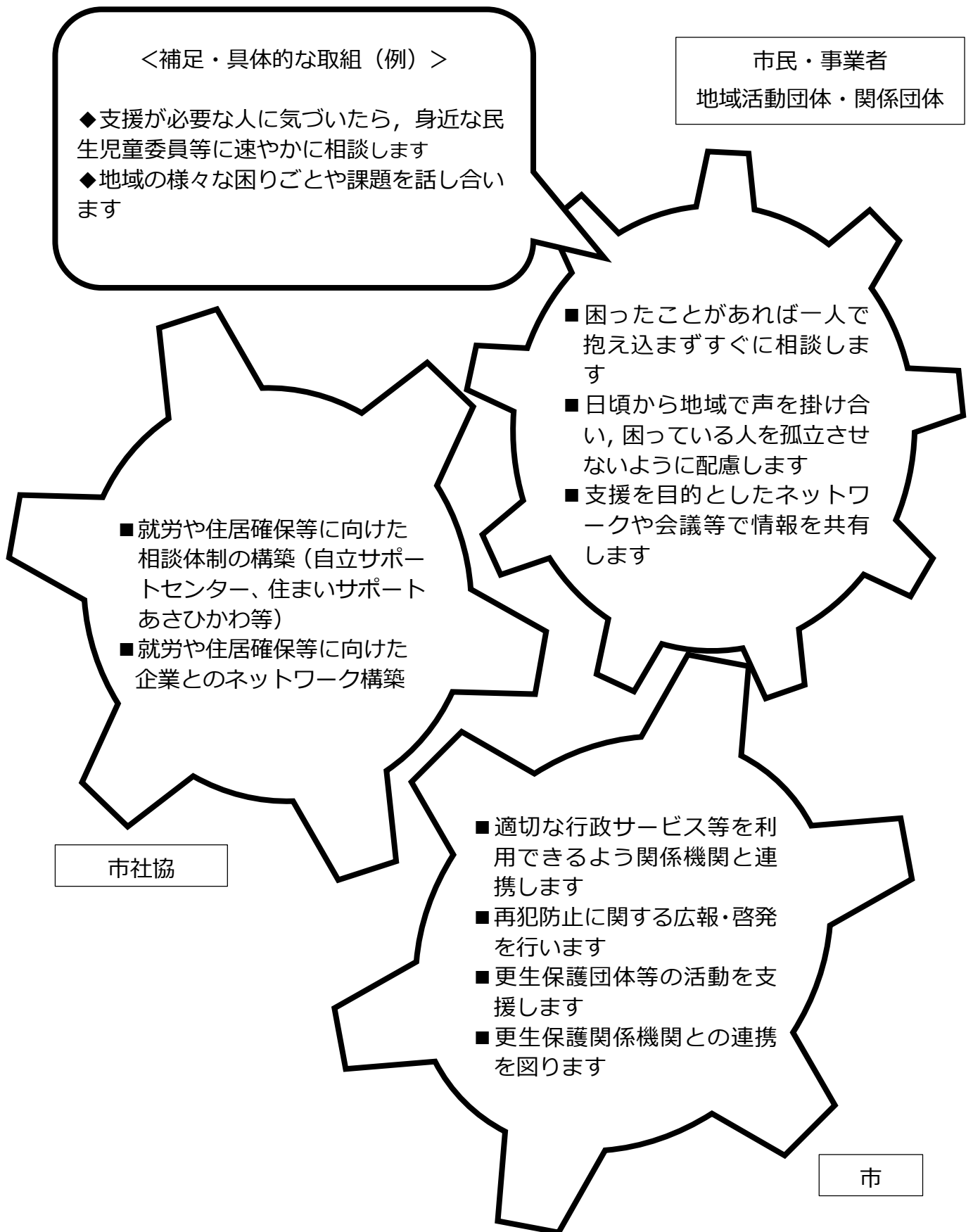
犯罪のない地域であることは、私たちの安全・安心につながるとともに、地域福祉を推進する土台の一つと言えます。

刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙される人数に占める再犯者の割合は上昇傾向にあります。社会的な孤立を防ぎ、社会の一員として地域に定着できるよう取組を行うことが、再犯の防止そして犯罪のないまちの実現への歩みを進めることとなります。

刑務所出所者や保護観察を受けている人は、高齢や障害、生活困窮など福祉のいずれかの分野で支援を必要とする場合が多く、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用、就学に係るサポートが求められます。これらの適切な支援の提供及び地域や社会で自分の居場所を見つけられるような環境づくりを関係者の協力により行っていくことが大切です。

(3) それぞれが取り組むべきこと

【再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画 関係】



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
適切な行政サービス等を利用するための関係機関との連携	犯罪をした者等が地域で生活できる環境を整えるために、就労・住居の確保等に向けた相談体制を構築します。また、支援を必要とする方が適切に福祉サービスを利用できるよう関係機関との連携を図ります。
再犯防止に関する広報・啓発	犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域の理解促進を図ります。
更生保護団体等への活動支援	地域の更生保護に携わる保護司をはじめとする民間協力者、団体などの活動を支援するとともに、更生保護活動の広報に取り組みます。
更生保護関係機関との連携	保護観察所等の更生保護関係機関と連携し、情報発信や再犯防止に向けた取り組みの推進につなげます。

<市社協>

施策・事業	概要
自立サポートセンター事業	犯罪をした者等が地域で生活ができる環境を整えるために、就労・住居の確保等に向けた相談体制を構築します。
住宅要配慮者居住支援事業	出所者等住宅要配慮者の入居者を拒まない賃貸住宅の登録促進、住居の確保に向けた関係機関と連携した相談支援体制を構築します。

※ 上記2事業について、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画に係る内容を抽出して記載

目指す地域像2 一人一人が自分らしく活躍し、協力して課題解決を目指す地域

- 地域福祉の活動の土台となる、多様なつながりを育むことができるよう、住民や地域関係団体はそれぞれ取組を行います。また、地域活動の実施において課題となる内容を、事業者や関係団体がサポートすることで、更なる活動の発展が見込まれます。
- 地域福祉の担い手の確保は容易ではないですが、『みんながやりたい・必要と思うことをできる範囲で行う』という視点からアプローチすることで、多様な人の自発的な活動の参加を生む可能性があります。
- 地域まるごと支援員のサポートのもと、福祉分野に限らず、地域の諸課題やニーズを共有し、支える・支えられる側を越えた活躍の機会の創出を模索します。

成 果 目 標

項目	現状値 (=基準値)	目標値
身近な地域の住民が、お互いに助け合いながら暮らしていると「(少し) 感じている」市民の割合	38.2% 【令和5年度】	50.0% 【令和11年度】

基本的な考え方(1) 多様なつながりを育む

- 通学や通勤時等における近所や地域の人への挨拶や、様々な意見を踏まえた上で地域活動の内容を決定し参加のきっかけを広げるなど、多様なつながりを育むための各種活動を推進します。
- 地域活動を実施する上での課題に対して、事業者や関係団体がサポートすることで、地域と事業者等が双方にとってメリットのある活動に発展させていくことが可能です。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > » » » » »

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	町内会加入率	55.9% 【令和5年度】	↗ 【令和11年度】
市社協	世代間交流の推進 (ふれあいサロン等の実施件数)	82か所 【令和4年度】	90か所 【令和11年度】

基本的な考え方(2) 地域における福祉の担い手を確保する

- 『〇〇の活動をしなければならない』というだけではなく、『みんながやりたい・必要と思うことをできる範囲で行う』という意識を共有し、取組内容の意見交換の機会やきっかけをつくることで、福祉に限らず多様な人の自発的な活動の参加を生む可能性があります。
- 地域の様々な団体が参加する地域まちづくり推進協議会等において、地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討するとともに、市や市社協においても、担い手の活動支援や育成等を含め人材の確保に努めます。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	民生委員児童委員へのタブレット端末貸与件数(業務専用ポータルサイトの開発を含む)	19件 【令和5年度】	↗ 【令和11年度】
市社協	ボランティアセンター登録者	(個人) 525人 (団体) 279団体 【令和4年度】	(個人) 700人 (団体) 300団体 【令和11年度】

基本的な考え方(3) 支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する

- 地域共生社会の実現に向けた中核的な施策として、地域まるごと支援員を配置し、福祉制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を有するケースに対して、支援関係機関との連携のもと、相談の入口から出口に至るまでの包括的な支援を提供します。
- 特に各福祉制度の狭間にあるケースは、いずれの福祉分野の公的支援も活用が難しいことが多いことから、福祉分野に限らず、地域の諸課題やニーズを共有し、支える・支えられる側を越えた活躍の機会の創出を模索します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市・市社協	地域まるごと支援員の配置人数	8人 【令和5年度】	↗ 【令和11年度】
	地域まるごと支援員による個別支援に関する累計相談受付件数	108件 【令和4年度末】	800件 【令和11年度末】

基本的な考え方(1) 多様なつながりを育む

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

地域におけるつながりを育むための活動場所である市有施設については、コロナ禍での臨時休館及び各種活動の自粛をきっかけに利用者を減らしています。また、町内会加入率や老人クラブ会員数などはコロナ禍以前から減少傾向となっていて、地域活動の停滞が懸念されています。また、各地区社協が小地域を単位として開催している「ふれあいサロン事業」についても、参加者が減少しています。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

隣近所や地域での「気持ちの良いあいさつ」は、一人一人が心掛けられることであると同時に、地域福祉を推進するに当たって最も大切なこと一つであるとの意見がありました。

また、地域での取組については、必ずしも従来からの活動の継続だけでなく、現在のメンバーでの再検討や、多世代から意見聴取を行うことを重要視する意見もあり、子どもが地域や多様な人に触れる機会が少なく、地域福祉に無関心なまま大人になる可能性を懸念する意見もありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

市民等が交流会・勉強会の開催等を通し、地域の福祉の在り方について理解と関心を深め、主体的な生活者・地域の構成員としての意識の向上をすることが大切です。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

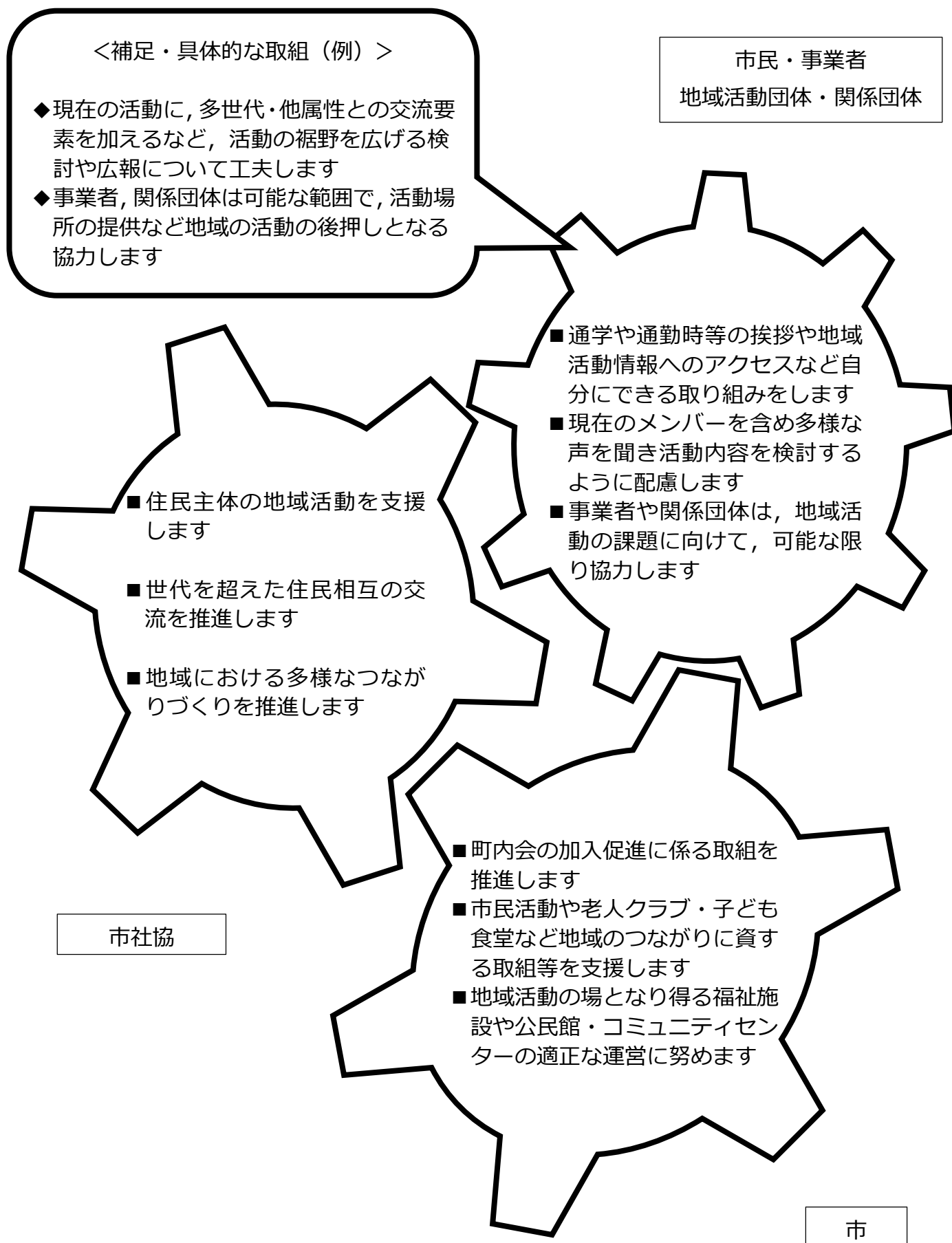
地域福祉は、地域においてみんなの幸せを創ることであり、その土台となる住民間のつながりは非常に重要ですが、他者とのつながりに求めることはそれぞれで、時間的余裕やきっかけがない等の理由で、つながり育むための各種活動の参加に前向きではない人もいます。

地域のつながりは、困ったときや災害時の円滑な支え合いなどにおいても欠かすことができないものです。そのため、通学や通勤時等の近所や地域の人へのあいさつや、地域活動に関心を向け情報にアクセスしてみるなど、一人一人ができる取組をすることは重要なことです。また、各種活動の実施に当たっては、他者の考えやその背景に思いを巡らし、現在の活動参加者や活動に参加していない幅広い世代や属性の意見も踏まえ、取組内容を検討し、参加のきっかけを広げることも大切です。例えば、子どもの居場所や多世代交流の機会を創出することは、子どもの健全育成や持続可能な地域福祉の実現の観点からも、有用な取組の一つです。

地域活動については、住民や地域活動団体だけでは実施が難しい場合があります。実際、身近に活動できる場所がない、活動場所への移動に困難を抱える人が多い、活動の経理や広報その他事務を円滑に行うことができないなどの課題が地域から挙がっています。このことから、事業者や関係団体等が、業務外の時間帯等における空きスペースの提供、活動場所への送迎や各種事務のサポートとして参加することで、より良い活動に発展するとともに、地域と事業者等が win-win となるような新たな関係性が生まれる可能性があります。

このように、地域福祉に関わる全ての個人や団体が行う取組が合わさることにより、地域の多様なつながりを育んでいくことを推進します。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
町内会への加入促進	旭川市市民委員会連絡協議会と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会旭川支部の3者の協定に基づき、町内会や集合住宅の建築主などに加入促進のチラシを配付するなど、町内会への加入を促進するための取組を行います
地域のつながりを育む活動への支援	市民活動交流センター（CoCoDe）における市民活動全般の支援や、老人クラブや子ども食堂など地域で活動する当事者間又は世代や属性を超えて活動する団体への支援を行います
福祉施設・コミュニティセンターの運営	地域活動の拠点として、地域の課題から趣味・生きがいの内容について学び・協働したり、多世代・他属性間を含む幅広い交流を促進する場として、各施設を運営します

<市社協>

施策・事業	概要
地域支えあいのまちづくり推進事業における世代間交流の推進 (ふれあいサロン事業、地域特性を活かした事業)	地域支えあいのまちづくり推進事業におけるふれあいサロン事業、地域特性を活かした事業を活用した世代間の交流を推進します。また、その交流の機会には地域の企業、社会福祉法人、NPO法人などの多様な団体の参加も促し、地域が多様なつながりを育めるような取組を推進します。

基本的な考え方(2) 地域における福祉の担い手を確保する

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

市では、地域福祉の担い手の継続的な活動支援を行うとともに、民生委員児童委員の業務や町内会活動に関する運営負担の軽減・担い手の確保等に向けた取組を開始しています。

また、市社協では、ボランティアや地区社協の活動の中核を担う地域コーディネーターの養成講座を実施するとともに、福祉委員の委嘱による担い手の確保などの取組を推進してきました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

アンケートの結果、地域福祉の担い手の高齢化・固定化とともに、一人の人が複数の団体の役員や担い手を兼務していて、多くの人が活動に負担感を抱えていることが伺えます。

また、複数の会議体において、類似するメンバーで協議をする状況に関して整理を検討すべきであり、各組織の役割の再確認や分担などの在り方を検討し、既存資源の最適化を図ることが大切であるという声がありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

民生委員児童委員等の地域福祉の担い手の充実に向けた環境整備を図ることが大切です。

また、「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりを行う環境整備が必要です。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

かつては、住民は縁側や路地に集い、何気ない会話を通してコミュニケーションを図り、その中で隣人や地域の困りごとを共有し「向こう3軒両隣」が互いに支え合い、自発的に近所での解決を図っており、誰もが地域の当事者でした。

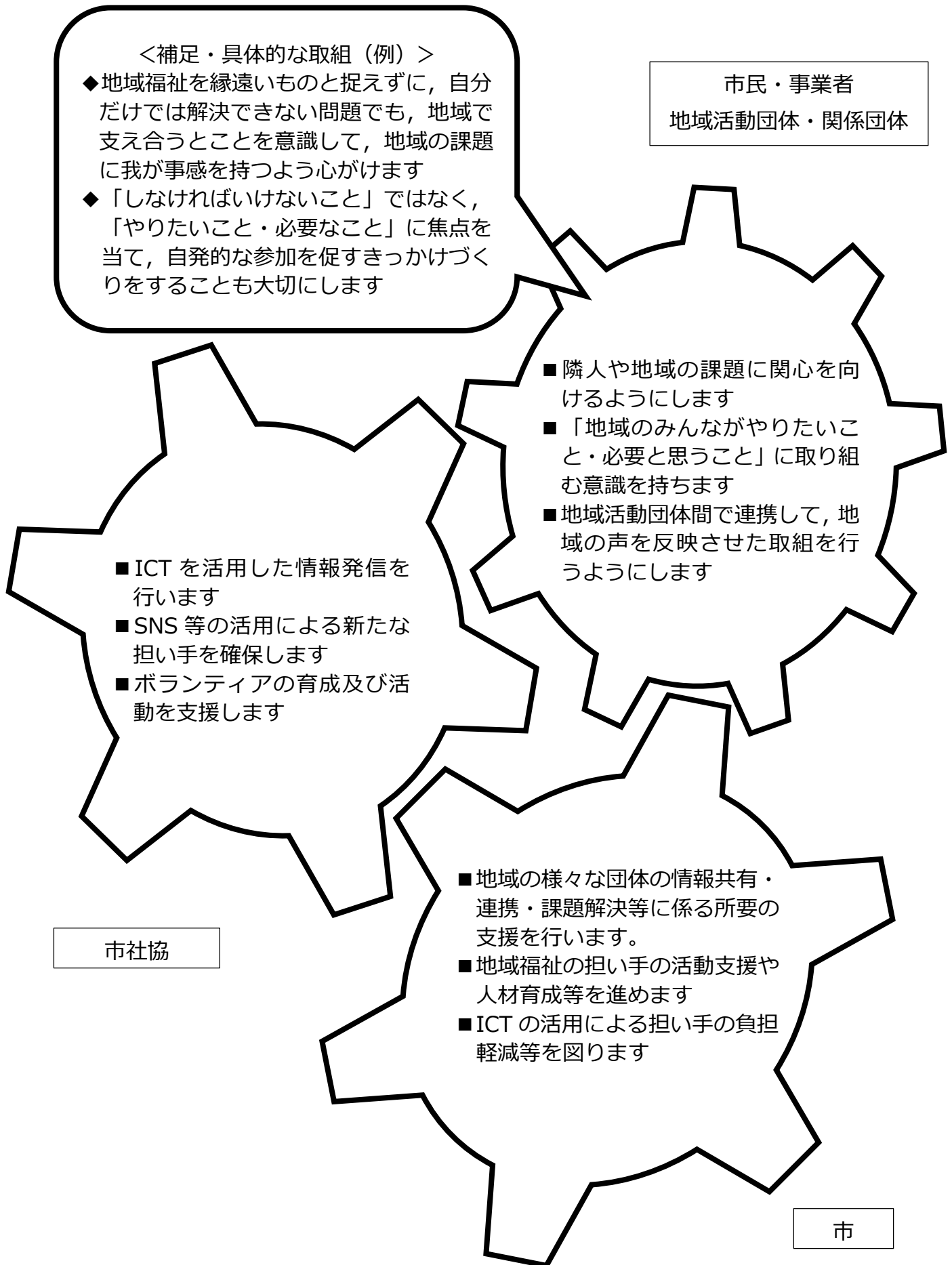
現在では地域での交流や課題解決は、民生委員児童委員や地区社会福協議会が取り組んでいるものの、そうした活動はライフスタイルや時間的制約等から自分には縁遠い活動と捉えられる人も多く、活動を中心的にけん引する『担い手』不足が顕在化しています。

担い手不足は解決が難しい問題ではありますが、まずは一人一人が隣人や地域の課題に関心を向けることが大切です。そして、『〇〇の活動をしなければいけない』と考えると、一定数の担い手の確保が必須ですが、『みんながやりたい・必要と思うことをできる範囲で行う』と発想を変え、活動に関する意見交換の機会やきっかけとなる、いわゆる現代版の縁側を確保することで、福祉に限らず多様な人の自発的な参加を生む可能性があります。

そのために、町内会・市民委員会の地縁団体、福祉・防災安全・経済等の分野で設置される組織、NPOその他の様々な団体が参加する地域まちづくり推進協議会等において、互いの役割や分担を確認・検討しつつ、地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討する中で、住民の地域活動への理解や参加の促進・新たな協力者の発掘が期待されます。

市や市社協においても、担い手の活動支援や育成等を含め人材の確保に努めます。特にICTを活用した、民生委員児童委員の業務改善のための専用ポータルサイトや旭川市地域情報共有プラットフォームの開発・運用による、担い手の負担軽減や幅広い世代の地域活動への参加を促進するとともに、ボランティアセンターの登録者の増などの取組を進めます。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
地域の様々な団体の情報共有・連携・課題解決等に係る所要の支援	地域まちづくり推進協議会や地域まると支援員が実施する「第2層協議体」などの活動を支援し、左記の施策に係る推進を図ります。
地域福祉の担い手の活動支援や人材育成等	民生委員児童委員について、地区内の各委員の連携や個々の委員活動を支える組織的な活動を促進します。また、子育て支援人材バンクの運営や、シニア大学や百寿大学等の実施により、地域福祉に係る人材の育成・確保に係る取組を行います
I C Tの活用による担い手の負担軽減等	地域情報共有プラットフォームアプリ（あさひかわ 暮らしのアプリ）の運用や民生委員児童委員専用業務支援ポータルサイトの開発・タブレットの貸与等により、町内会役員や民生委員児童委員の負担軽減等を図り、それぞれの担い手の裾野拡大を目指します

<市社協>

施策・事業	概要
旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターの機能強化	「ボランティア・市民活動センター強化方策 2023」の機能チェックリストを活用し旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターの現状を評価し、事業の強化に向けた検討を進めます。I C TおよびS N Sを活用した情報発信・担い手確保を進めます。
多様な団体・組織・企業のボランティア活動の促進	旭川市社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、社会課題の解決を重要なミッションとして位置づけている多様な団体・組織・企業に対して積極的なアプローチを行い、地域福祉活動への参加を促進します。

基本的な考え方(3) 支える側・支えられる側を越えて地域で活躍する

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

地域共生社会の実現に向け、令和4年度から市と市社協では地域まるごと支援員を配置しています。地域まるごと支援員は、各福祉分野の支援関係機関が単独で対応することが難しいケースの相談支援に関する「多機関協働事業」「アウトリーチ等による継続的支援事業」と、当該ケースの多様な支援ニーズや生きづらさに対応するための社会資源や仕組みの創出やその活用を図るための「参加支援事業」「生活支援体制整備事業」を行っており、個別ケースの入口から出口までを支援するとともに、地域づくりの支援を含め包括的な支援体制の整備に係る取組を行っています。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

地域共生社会の実現に向け重要なこととして「身近な所に福祉的課題を抱え困っている人や世帯がいることを知る」ことや「一人一人の特技や能力、心身の状態に合わせボランティア活動その他の様々な活動に参加する」ことが意見が多くありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

地域住民の「支える側」「支えられる側」の役割は固定されるものではなく、両方の側面をもって生活を営んでおり、役割が入れ替わり循環することを意識して地域づくりを行うことに留意します。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

私たちが目指す地域共生社会においては、誰一人取り残さず支援の手が差し伸べられること、そして誰もが支援や配慮のもと様々な活動に参加し他者とながかり、社会の担い手として地域をともにつくり、自分らしく生きがいを持って生活することを目指しています。

地域まるごと支援員の主な支援対象である、各福祉制度の狭間にあるケースについては、いずれの福祉分野の公的支援も活用が難しいことが多く、相談の出口、つまり対象者にどのような支援を提供できるかということは非常に大きな問題です。

このことから、支援対象者の多様なニーズ等に柔軟に対応できるよう、地域にある既存資源の活用・連携、新たな資源の開拓、住民の地域活動への参加機会の増加などにより、地域の支え合う力の向上を図るとともに、支援対象者の地域への参加を促進する取組を行います。

ここで重要となる視点が、地域福祉の担い手不足と、誰もが社会の担い手として地域をともにつくるということです。例えば「社会参加を模索するひきこもり状態にある人」と「庭の草刈りができない高齢の人」のように、どちらが担い手であるかを意識せず、また必ずしも福祉分野に限らずに、課題やニーズを突き合わせ、支える・支えられる側を越えた活躍の機会の創出を模索します。これまで助けられていた人が誰かを助ける側として地域に参加することで、自分らしく生きがいを持ち暮らせるよう、地域まるごと支援員が各種コーディネートを行います。

支える側・支えられる側を越えた地域での活躍には、地域共生社会に関する理解を深め、分野を超えて課題等を共有し、できないこと・苦手なことではなく、できること・得意なことに注目し、みんなで協働して地域をつくる姿勢が大切です。

(3) それぞれが取組むべきこと

地域共生社会の実現に向け、条例に基づき、市と市社協が連携及び相互の協力のもと一体となって各種取組を進めます。

<補足・具体的な取組（例）>

- ◆誰かに支えられて「ありがとう」と言うだけでなく、何かの役割をもって誰かに「ありがとう」と言われる機会があることは、その人の生きがいや自己肯定感の向上につながります。
- ◆商店街の活性化・働き手不足・空き家の利活用などの福祉以外の課題とも接点を持ち、各関係者と現有資源の強みを生かした協働の在り方を地域で検討します

市民・事業者
地域活動団体・関係団体

- 「できないこと・苦手なこと」ではなく「できること・得意なこと」を生かし、そのらしく活躍できる地域を理想として共有します
- 福祉分野に限らず、地域の課題やニーズを共有し、上記のことを踏まえ、協働の在り方を模索します

- 地域まるごと支援員を配置し、支える・支えられる側を越えた地域での活躍の機会の創出等に努めます

市・市社協

(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市・市社協>

施策・事業	概要
地域まるごと支援員の配置による支える・支えられる側を越えた地域での活躍の機会の創出等	<ul style="list-style-type: none">○福祉制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を有するケースに対して、相談の入口から出口に至るまで、支援関係機関との連携のもと包括的に支援します。○特に福祉制度の狭間のケースについては、既存のフォーマルサービスの柔軟な運用の模索やインフォーマルサービスの活用・創出を図り、出口の支援の充実とともに当該サービスの利用の促進を図ります。○出口支援の充実に当たっては、福祉に限らず様々な分野との接点を持ち、対象者の強みを生かし、支える側・支えられる側を越え活躍できるよう、地域においてコーディネート業務等を行います。

目指す地域像3 誰一人取り残さず、困りごとに寄り添う地域

- 福祉各分野の相談や支援を充実させるとともに、地域において「困っている人」の発見・情報共有・見守り等を可能な範囲で行うなど、相談機関と連携して支援を行うことができるよう協力します。
- 生活困窮者に関する相談、貸付、住居及び就労その他の支援を実施し、地域の社会資源も活用しながら、その人らしい自立が実現できる地域をつくります。
- 重層的支援体制整備事業により、包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに関する取組の充実を図り、地域共生社会の実現を目指します。

成 果 目 標

項目	現状値 (=基準値)	目標値
悩みや不安を感じたときの相談機会が「(まあ) 充実している」と感じている市民の割合 【旭川市民アンケート】	23.2% 【令和5年度】	30.0%

基本的な考え方(1) 困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる

- 個々の相談機関の機能充実を図るとともに連携体制を強化します。特に制度対象外または制度の利用が困難な課題を抱えるケースについては、各機関が協力して対応可能な支援を検討し、課題解決と本人に継続的に関わる両面からのアプローチにより支援します。
- 地域においては、普段の生活の中で「(福祉的な支援の必要性が見込まれる) 心配な世帯」に気づき、状況に応じ支援機関と情報を共有します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > » » » » »

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	支援プランの作成件数	59件 【令和4年度】	90件 【令和4年度】
市社協	安心見守り事業による困り事のかかえた人の把握と支援機関へのつなぎ(地域コーディネーターが受けた相談件数)	531件 【令和4年度】	600件 【令和11年度】

基本的な考え方(2) 生活困窮者に対する自立支援方策の推進

- 生活困窮者に関する相談を中心に、対象者のニーズや抱えている課題を把握し、他事業・多機関と連携しながら、自立に係る必要な支援を行います。
- 生活福祉資金貸付制度の更なる広報を行うとともに、貸付相談から見える本人の困りごとを捉え、状況に応じ支援機関につなぎます。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	旭川市自立サポートセンターにおける相談延べ件数	1,888回 【令和4年度】	3,300回 【令和11年度】
	住居確保給付金受給期間中に就労に至った世帯の割合	21.4% 【令和4年度】	25.0% 【令和11年度】
市社協	生活福祉資金貸付件数 (延べ相談件数)	968件 【令和4年度】	↗ 【令和11年度】

基本的な考え方(3) 重層的支援体制整備事業の計画的実施

- 国の重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制に基づき「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。
- ※ 社会福祉法第に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する内容を記載します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市・市社協	支援会議の実施件数	27回 【令和4年度】	36回 【令和11年度】
	重層的支援会議の実施件数	11回 【令和4年度】	12回 (毎月1回) 【令和11年度】
	(第1層・第2層) 協議体の実施件数	第1層 1回 第2層 26回 【令和4年度】	第1層 2回 第2層 44回 【令和11年度】

基本的な考え方(1) 困っている人の把握や相談支援に係る体制等を充実させる

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

市では、各福祉分野における相談窓口を運営してきました。相談支援に当たっては関係者間で連携を図るとともに、地域における社会資源の活用等について協議をしてきました。

令和元年度には住宅確保要配慮者居住支援協議会（住まいサポートあさひかわ）を設立し、支援を必要とする人に対して、登録不動産店と連携し入居可能な民間賃貸住宅物件を紹介する「協力不動産店制度」を令和2年度より実施し、現在は市社協が事務局を担っています。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

市民が福祉の相談をより行いやすいと感じるための取組として「更なる窓口の広報」「相談に対する敷居を下げるような配慮」「地域における集いの場などへの出張相談の実施」などが挙げられており、身近さ気軽さを重視する意見が多くありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関の連携など地域住民に対する相談支援体制の整備が必要です。また、そのために業務に従事する職員の専門性の向上等を図ることが求められています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

市民から寄せられる福祉に関わる困りごとについては、分野ごとに設置されている相談機関において対応しています。

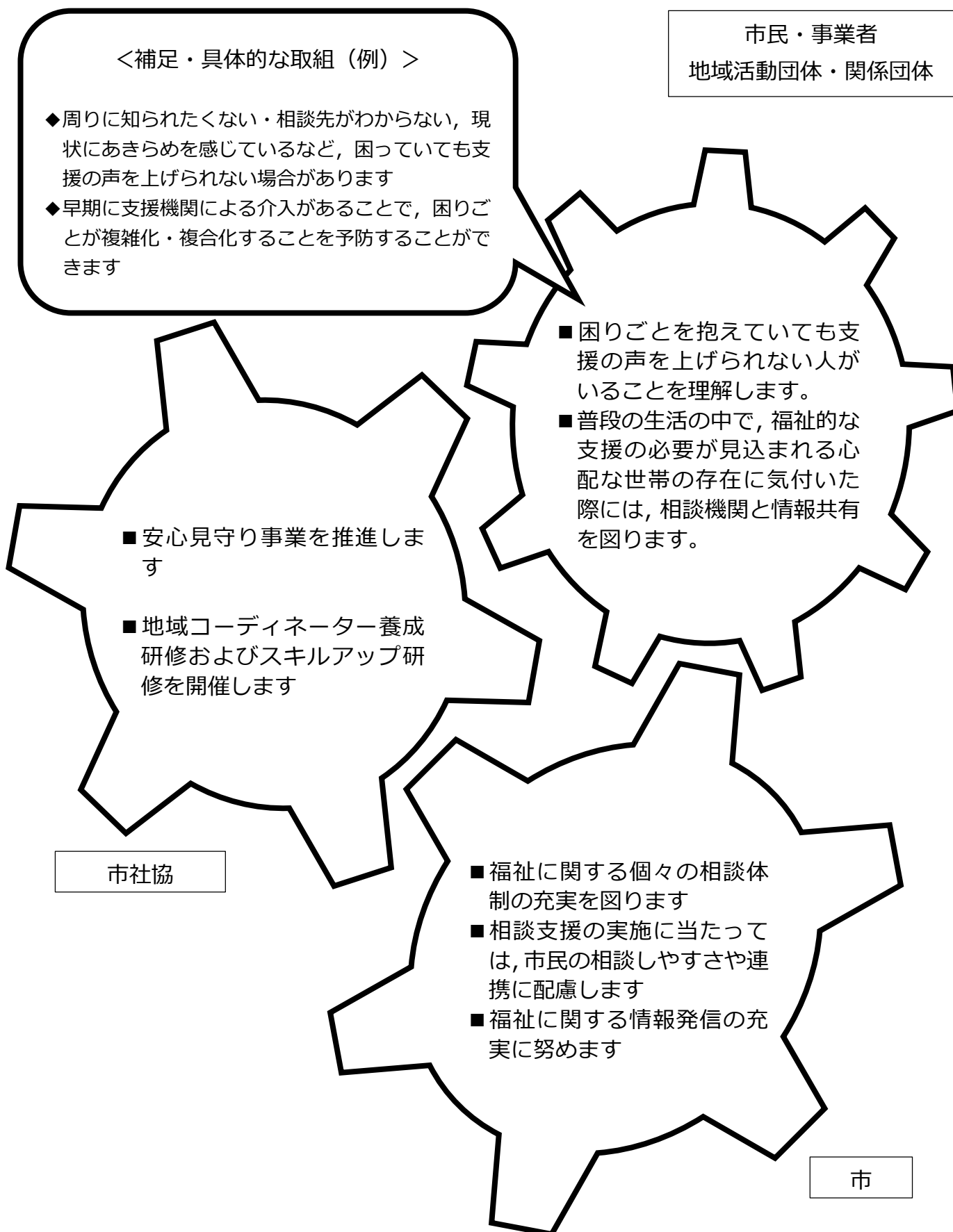
その上で、所管分野外に係る内容や所管外の内容を含む案件には、各機関同士で適切な引継や連携することを基本とします。なお、対象者（世帯）が抱える課題を考慮し、多機関の連携が求められる場合については、地域まるごと支援員が実施する多機関協働事業において支援プランを作成した上で包括的な支援を実施します。

多機関連携による支援は、支援拒否や虐待など支援対象者（世帯）が抱える課題が困難であり、単一の支援機関での対応が難しい状況である場合に行われることが想定されます。各支援機関においては、別の支援機関に引き継いだので対応を終了する取扱いとはせず「自分の機関では〇〇であれば協力できるので、今後も連携して支援する」という姿勢で関わることで、幅広い課題に対応できる相談支援体制の構築につながります。

地域における役割も重要であり、普段の生活の中で「(福祉的な支援の必要性が見込まれる) 心配な世帯」に気づき、状況に応じ支援関係機関に情報提供をすることで、課題が複合化・複雑化する前に支援が介入することができるようになります。

また、支援関係機関における対人支援においては、本人の置かれている現状等を踏まえ具体的な課題解決を目指すアプローチと、信頼関係を築きながら伴走的に寄り添い続けることを目指すアプローチを組み合わせながら、本人を中心に据えた適切な相談支援が行われることが重要です。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要								
福祉に関する個々の相談体制の充実	<p>高齢，障害，子ども・子育て，生活困窮の各福祉分野における相談機関（下表のとおり）及び，各専門領域における相談機関を運営し，個々の支援の充実を図ります</p> <table border="1" data-bbox="651 551 1461 898"> <tr> <td data-bbox="651 551 804 636">高齢</td> <td data-bbox="804 551 1461 636">地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 636 804 721">障害</td> <td data-bbox="804 636 1461 721">障害者総合相談支援センター（あそーと）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 721 804 806">子ども・子育て</td> <td data-bbox="804 721 1461 806">旭川市子ども総合相談センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 806 804 898">生活困窮</td> <td data-bbox="804 806 1461 898">旭川市自立サポートセンター</td> </tr> </table>	高齢	地域包括支援センター	障害	障害者総合相談支援センター（あそーと）	子ども・子育て	旭川市子ども総合相談センター	生活困窮	旭川市自立サポートセンター
高齢	地域包括支援センター								
障害	障害者総合相談支援センター（あそーと）								
子ども・子育て	旭川市子ども総合相談センター								
生活困窮	旭川市自立サポートセンター								
上記相談機関における支援の実施	<p>○市民が「身近さ気軽さ」を感じられる運営を検討・実施するとともに，各相談機関が実施する会議等においては，各支援機関及び地域との適切な連携を旨とします</p> <p>○相談支援の実施に当たっては，課題解決と伴走的に寄り添い続けるアプローチを組み合わせる支援を行います</p>								
福祉に関する情報発信の充実	各福祉分野において活用可能な制度やサービスなどの情報を整理し，わかりやすく対象者や支援関係者に伝わるよう，手引きやパンフレット等をはじめ当該情報へのアクセスがしやすい環境を整えます								

<市社協>

施策・事業	概要
地域支えあいのまちづくり推進事業（安心見守り事業）	住民同士のつながりの強化と、困っている人が支援機関等へつながることができるような地域づくりを目的として、安心見守り事業を推進します。

基本的な考え方(2) 生活困窮者に対する自立支援方策の推進

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

市では、生活困窮者に対する自立サポートセンターでの相談対応を中心に、住居確保や一般就労に向けた段階的支援、子どもの居場所づくりや学習支援等を行うとともに、令和2年度からは、家計再生プランの作成等を行う「生活困窮者家計改善支援事業」を開始しました。

市社協では、生活困窮者等への生活福祉資金の貸付を継続的に実施し、特にコロナウイルスによる特例貸付では7,000件以上の申請を受け付け生活の再建を支援しました。

生活困窮者の中には、多様で複雑化した課題を抱えている場合もあり、個別の事業単独ではなく、他事業及び多機関との連携による課題解決を図っていく必要があります。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

生きづらさ故に就労に至っていない人も多くいると思われ、地域でのボランティア等から徐々に活動をはじめることが有用な場合もあると思う。また、当事者及び地域、さらには多様な人と働きたいと考える企業がゆるやかにつながる場所や機会などがあると良いと思う。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

生活困窮者等に対する相談体制、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等の在り方を示すこととされています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

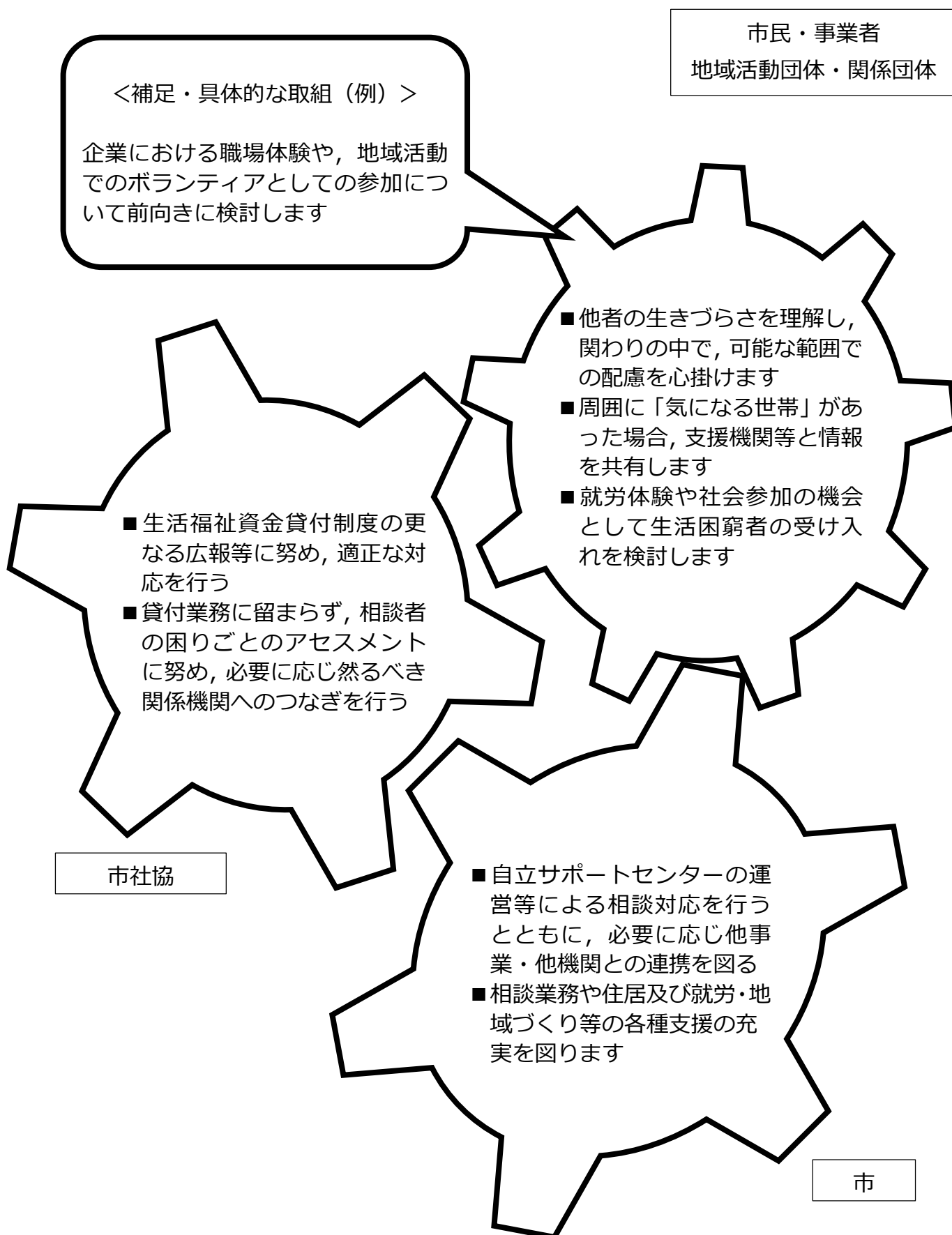
生活困窮者とは、就労の状況・心身の状況・地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定義されます。

また、生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っている状況にあると言われています。自身の感じる生きづらさに関わらず、どの福祉制度の対象とならない又は十分な支援を受けられない場合もあります。このことから、周囲との関わりに拒絶し、支援機関等に対する不信から悩みを一人で抱え課題が複雑化する場合もあると思われます。

失われてしまった自己肯定感等を取り戻すためには、自分の居場所や人とのつながりの形成が有用であると言えます。また、地域での活動や就労体験を経験することは一般就労に向けた自信や意欲の向上に寄与するとともに、他者と関わることで、そして他者を頼りながら自分にできることを少しずつやってみようという気持ちを育むことにつながります。そして、課題が複雑化する前に、信頼関係を築きながら、伴走的に寄り添うような支援関係機関につながり、然るべき相談支援が行われることが重要です。

これらのことを総合すると、現在自身の状況を認識し、自分らしい将来の目標を見据え、自分の意思で行動しようとする気持ちをみんなで共有して、応援していく姿勢が重要であると言えます。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市>

施策・事業	概要
旭川市自立サポートセンターの運営	仕事や生活に関わる経済的な困りごとを抱える方からの相談を受け、解決策を一緒に考えながら、より自立的に暮らすことができるように支援します
生活困窮者住居確保給付金	離職等により住宅を失った又はそのおそれがある生活困窮者のうち支給要件を満たす者に対して、有期で給付金（上限あり）を支給し、併せて就職を促進するために必要な支援を行います
生活困窮者就労準備支援事業（ステップアップ支援プログラム）	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して行います
生活困窮者世帯の子どもに対し学習の援助を行う事業（子どもの健全育成支援事業）	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり等を行うほか、子ども及びその保護者に生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行います
生活困窮者家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、必要な情報提供及び助言・指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行います

<市社協>

施策・事業	概要
生活福祉資金の貸付	自立した生活を営めるよう、経済的な支援を必要とする方に対して貸付相談を行い、貸付対応以外の生活課題を把握した場合には連携を意識した相談対応、適切な相談窓口や他制度へつなぐ相談支援を行う。
フードバンクとの連携	相談者が使える制度がない場合の心理的負担の軽減や、孤独感の緩和のため等、緊急食糧支援のニーズに対応するため、フードバンクとの連携を行います。
社会参加機会の促進	就労経験や社会参加機会が乏しい方、何らかの理由で社会から離れている方、地域で孤立している方が、社会と繋がることのできる活動を促進します。

基本的な考え方3 重層的支援体制整備事業の計画的実施

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

重点的に取り組むこととして掲げていた「包括的支援体制の在り方についての検討」として、市の各部署における実施事業の整理や地域住民や関係者との意見交換等を経て、条例を制定した上で、その基本理念に基づき地域共生社会の実現を推進することを目的として、国の重層的支援体制整備事業を活用した包括的支援体制を構築しました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

縦割りの制度では支援が行き届かない、そして自ら支援の声を挙げられない人や世帯が多くあり、その数は増えていると実感するという声が多くありました。このことから「心配な世帯」に気づき・見守り・支援機関に情報提供をする地域力の強化、アウトリーチ型で支援対象者に伴走するような相談支援の在り方、単独の支援機関での課題解決が難しい場合の関係者での緊密な連携に基づく課題解決の仕組みが必要です。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

重層的支援体制整備事業を実施するための基本方針、各事業の内容及び目標、支援関係機関相互間の連携の在り方について示すこととされています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

○ 重層的支援体制整備事業の実施に係る基本方針

本市では、社会福祉法第106条の4第2項に規定される「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的支援体制に基づき、重層的支援体制整備事業関連法令（以下「関連法令」と言います。）に基づき、条例に掲げる基本理念の実現に向け、基本施策の推進に関する各種事業を実施します。

各事業の実施に当たっては、個々の事業の充実を図るとともに、地域まるごと支援員を中心として、制度の狭間や複合化・複雑化した支援ニーズに対して多機関の連携により柔軟に支援を検討し提供することで、誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に寄与することを方針とします。

○ 支援関係機関相関の連携の在り方

個別の相談支援で多機関の連携を要するケースに関しては、社会福祉法及び本市要綱に基づき設置する「支援会議」や「重層的支援会議」等において、基本的考え方(1)に掲げる相談支援機関その他ケースに携わる関係者による協議を踏まえ、支援を実施します。

地域づくりに関しては、介護保険法及び本市要綱に基づき設置する「第1層協議体」「第2層協議体」において、生活支援体制整備事業実施者を中心として、地域における困りごとを抱える市民の生活の支援等に係る関係機関で適時協議し、地域の支え合い体制の構築等に係る連携を図ります。

(3) それぞれが取組むべきこと

地域共生社会の実現に向け、条例に基づき、市と市社協が連携及び相互の協力のもと一体となって各種取組を進めます。

＜補足・具体的な取組（例）＞

- ◆見守りは、直接会って話をするほか、電気の点滅・郵便受け・ゴミ出し・除雪の状況の把握など間接的な手法があり、ケースの状況に応じ支援関係機関と協議の上無理せず行います。
- ◆既存の地域での取組の活用や、課題や実情に応じた社会資源の創出を検討します

市民・事業者
地域活動団体・関係団体

- 支援関係機関と連携する中で、可能な範囲・手法により対象者の見守り等を行い、情報共有その他の支援に協力します
- 対象者の孤立防止や社会との接点づくりなど、ケース支援において地域の社会資源の活用が見込まれる場合は、前向きに協力します

- 多機関協働事業を中心に関係多機関との連携による、制度の狭間、複雑化・複合化した福祉的課題を抱える人への柔軟な支援を実施します。
- 地域づくりにおいて、各分野における事業を充実させつつ、他分野との協働による取組の実施等について柔軟に検討します

市・市社協

(4) 重層的支援体制整備事業を活用して実施する取組の概要

令和5年度現在の取組について記載します。なお、実施する取組については、関連法令や地域の実情等に即して適時検討し見直しを図ります。

なお、特に地域共生社会の実現に向けた中核的な施策として実施する「生活支援体制整備事業」及び「多機関協働事業等」については、地域まるごと支援員による包括的支援体制整備事業として推進します。

	事業区分	取組の概要
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	高齢者に対する相談支援等を行うための地域包括支援センターを運営
	障害者相談支援事業	障がい者に対する相談支援等を行うための障害者総合相談支援センター（あそーと）を運営
	利用者支援事業	○母性と乳幼児の健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査、健康相談事業、健康教育等を実施 ○児童虐待の予防のため、各関係機関等と連携し、妊産婦・児童・保護者の状況に応じ相談支援を実施 ○就学前児童等を持つ保護者に対し、保育サービス等の情報提供を行う子育て支援ナビゲーターを配置 ○教育・保育施設等の利用に係る事務を実施
	生活困窮者自立相談支援事業	○生活困窮者に対する自立相談支援を行うための自立サポートセンターを運営 ○常用就職を目指す離職者への支援として家賃を給付
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	高齢者の介護予防活動の推進と地域資源の拡充を目指し、介護予防インストラクターの派遣・ボランティアの養成を実施
	地域活動支援センター事業	障がい者等に対する創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るための地域活動支援センターの運営に係る補助を実施
	地域子育て支援拠点事業	子どもの健やかな育ちと子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援センターを運営
	生活困窮者等のための地域づくり事業	○地区社協が実施する見守り活動や交流拠点に係る補助を実施 ○地域活動団体等が主体的に取り組む事業に係る経費負担を実施
	生活支援体制整備事業	地域まるごと支援員等を配置し、高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等の日常生活上の支援が必要な者を対象とする生活支援体制整備事業及び多機関協働事業（支援プランの作成を含む）・参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。もって、制度の狭間や複雑化・複合化した福祉的課題を抱える世帯に対する包括的な支援を提供
多機関協働事業等		

※ 包括的支援体制に係る各事業の目標については、本計画〇〇ページ及び各関連計画に記載する。

目指す地域像4 みんなが健康で安心・安全に暮らせる地域

- 個人の心身の状況が良好であることと、その人にあった活動の参加や役割・活躍の場面があることは相互的に作用することを踏まえ、健康保持・増進に関する活動を推進します。
- 各地域で支え合い体制を構築し運用することで、日常生活における困りごとの解決を目指します。
- 平常時の地域のつながりが、災害時の避難等に関する助け合いを円滑し、地域における防災活動が、普段の地域のつながりを育むきっかけとなり得ることを理解し、各地域での災害時に備えた取組を推進します。

成 果 目 標

項目	現状値 (=基準値)	目標値
地域の総合的な快適性について「(まあ) よい」と感じている市民の割合	40.6% 【令和5年度】	50.0% 【令和11年度】

基本的な考え方(1) 個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める

- 健康づくりの機会の充実を図るほか、人との交流や支え合いによる生きがいづくりに取り組み、一人一人の健やかで幸せな生活の実現を目指します。
- 介護予防の重要性を理解するとともに、身近な所で気軽に介護予防に取り組む事ができるような環境の整備を進めます。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > > > > > >

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	地域介護予防運動教室の参加者によって、立ち上がった通いの場の数	— 【令和5年度】	15団体 【令和11年度】
市社協	いきいきセンター利用者数 (新旭川・永山・神楽の合計)	59,624人 【令和4年度】	↗ 【令和11年度】

基本的な考え方(2) 日常生活に関する安心・安全な地域づくり

- 地域における持続可能な支え合い体制の構築を図り、除雪や除草・ゴミ出しなどの日常生活における困りごとの解決を目指します。
- 地域まるごと支援員による、地域の支え合い体制の構築や円滑な運営等を推進するとともに、市全域を対象とするボランティアセンター等によるサポートを充実させ、市民の困りごとを重層的に支援します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > » » » » »

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	地域まるごと支援員による、地域における支え合いの仕組みの構築支援に係る累計件数	— 【令和4年度】	48件 【令和11年度】
市社協	地区ボランティアセンター設置の推進	— 【令和4年度】	11か所 【令和11年度】

基本的な考え方(3) 災害時に備えた取組の推進

- 災害時の様々な対応に当たり、行政機関だけではなく市民や自主防災組織等が、平常時及び災害時における責務を果たし、協力しあうことが重要です。
- 地域で避難行動要支援者を把握し、対象者の災害時における避難の在り方に関する個別避難計画を作成することで、円滑かつ迅速な避難の実現を目指します。

市及び市社協が実施する取組の評価指標 > > > > > » » » » »

	項目	現状値 (=基準値)	目標値
市	避難行動要支援者名簿の整理・福祉避難所の開設訓練	実施 【令和5年度】	継続 【令和11年度】
市社協	災害時に備えた災害ボランティアセンター設置訓練	実施 【令和〇年度】	継続 【令和11年度】
	安心見守り事業と連動した災害時個別避難計画作成の推進 (計画作成数)	— 【令和〇年度】	500件 【令和11年度】

基本的な考え方(1) 個々の状況に応じた心身の健康保持・増進に努める

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

新型コロナウイルスの影響で十分な事業実施に至らない時期はあったものの、介護予防教室等を開催するとともに、教室終了後の自主的な活動の継続に係る支援を行いました。

また、地域における、各種がん検診の実施などの健康づくりに資する取組を行うとともに、市民の健やかで幸せな生活（健幸）づくりに関する行動計画として「スマートウエルネス旭川プラン」を策定しました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

高齢化が進行する中で、誰もが健やかに過ごすためには予防の取組が有効であり、それは増大する介護給付費を抑制することにつながります。

高齢者が参加する体操教室等の自主化に当たっては、必要に応じ専門職による助言や指導が行き届くよう支援することによって、その効果を高めていくこと必要であるとの意見がありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉…その他の福祉の各分野における共通する事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけており、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定することとされています。

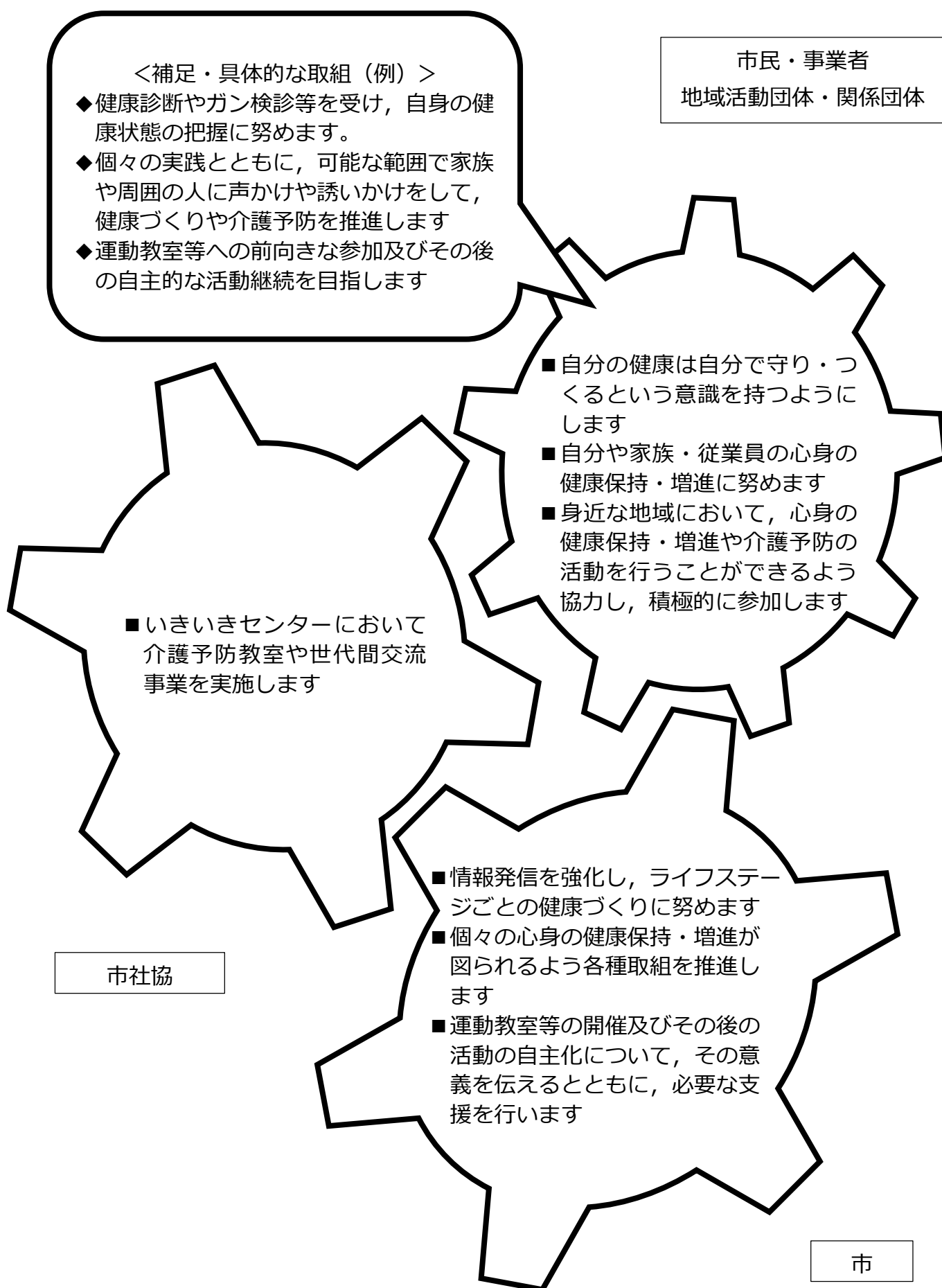
(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

毎日を健やかに暮らすことは、私たち一人一人にとって大切でかけがえのないものであるとともに、地域福祉の前提となります。健やかであるからこそ、各種活動への参加を前向きに考えることができ、その人に合った役割や活躍の場面があるからこそ、健やかでいたいという気持ちが内から湧いてくるものであると思います。

また、心身の健康保持・増進については、自分の健康は自分で守り・つくるという意識が非常に重要です。そして、健康日本2 1 旭川計画やスマートウエルネス旭川プランにおいては、地域や地域の多様な関係者との連携を基盤として、健康づくりに関する各種施策や事業を推進することを掲げています。その際、アプローチの一つとして、健康を意識しなくても自然に身体活動の増加につながるような取組の実施を図ることとしており、個人・事業者・地域関係団体においては、健康状態に合わせ様々な活動やイベント等に参加し、各主体が協力して、楽しみながら健康づくりを行うことができるような環境を整えていくことを目指します。

また、地域共生社会の実現においては、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムは中核的な基盤となり得るものであり、生活支援・介護予防の取組やそれに関わる資源の充実を図ることを目指します。このことから、元気高齢者を含め必支援を受けながら、支える側・支えられる側を越えて、誰もが活躍できる地域づくりを進めるとともに、要介護状態となること、また要介護状態となってもその重度化を予防すること等が重要です。介護予防については、その重要性の更なる普及を図るとともに、身近な所で気軽に介護予防の活動ができるような環境を整えることが必要です。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市の取組>

施策・事業	概要
心身の健康保持・増進や介護予防に関わる情報の発信等	パンフレットの作成・配布やホームページ・SNS等を活用して、各種情報や必要な知識を普及啓発します
あさひかわ健幸アプリを活用した健康増進活動の推進	アプリを活用し、歩数計測、ラジオ体操の実施、イベント等への参加に対してポイントを付与することにより、健康増進活動の動機付けと習慣化の支援を行います
介護予防のための地域の主体的な取組を推進します	介護予防を目的としたストレッチ・運動プログラムや認知機能の低下予防のための教室を実施するとともに、地域での自主的な活動への移行支援や活動の継続支援等を実施します

<市社協の取組>

施策・事業	概要
介護予防及び認知症予防に関わる事業の実施	いきいきセンターの自主事業として、健康いきいき体操・椅子ヨガ・大正琴教室等を実施します。 社交ダンス・卓球・ミニテニス等の同好会の活動を支援します。
高齢者の生きがいづくりとして、世代間交流を推進	センター付属の農園で野菜の栽培、収穫等を隣接する保育園園児との共同作業で行い、秋には収穫祭を実施します。

基本的な考え方(2) 日常生活に関する安心・安全な地域づくり

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

市では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化を進めるとともに、自力でのゴミ出しや除雪が困難な世帯に対する支援を実施しました。特に除雪については、福祉除雪サービスとして有償ボランティアによる援助活動を継続的に行うほか、地域住民等が協力団体となり自力で除雪が困難な市民を支援する住宅前道路除雪事業を実施しています。また、市社協では、地区社協に対する地区ボランティアセンターの設置補助を行い、地区の困りごとを地区内で解決する取組の推進を図ってきました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

アンケートの結果、地域の人に対して何らかの手助けができる人は一定数いますが、支援を必要とする人とマッチングする体制が不十分であることが示唆されています。また、住民だけではなく社会福祉法人等との協働により、地域福祉の活動を実施することについては肯定的な意見が多くありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

福祉活動専門員・社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等との連携により、地域生活課題の解決を図ります。また、地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進が求められます。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

日常生活に関する困りごとはそれぞれで、自ら支援の声を発信できない人もいます。また、中心部と郊外部で有する資源や課題は異なります。このため、困りごとの発見から地域資源を有効活用した解決までを地域において取り組むことで、きめ細かくスピーディーな対応が可能となります。また、身近な人の困りごとだからこそ、やらされ感ではなく我が事感をもって活動に参加しやすく、解決に至る過程において地域のつながりがさらに深まります。

一方、活動に参加してもリーダー的な立場を担うことについて、否定的な声が聞かれます。このため、活動に関する事務や調整等を仕組み化して運用し、特定の人に負担が偏らない持続可能な地域の支え合い体制の構築が重要です。体制の在り方は、これまでの活動のノウハウや好事例を参考にしつつ、ボランティアの有償化やインセンティブの付与、社会福祉法人が行う地域における公益的取組との連携など、地域ごとに柔軟に考えることが必要です。各地域の支え合い体制については、地域まるごと支援員が体制の構築や運用をサポートし、将来的な地域での自走的な課題の把握・解決等を目指します。

市では福祉的な配慮に基づく建物や道路などの整備に努めるほか、各地域での課題解決だけでなく、市全域を対象とする除雪やゴミ出しなどに関する取組やファミリーサポートセンターなどの有償ボランティアによる援助活動を実施し、市民の困りごとに対応します。

市社協では、地区ボランティアセンターの設置を支援するほか、社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援し地域福祉の推進に寄与する共同募金の事務局を担っていることから、地域における課題解決の財源確保の一環として、共同募金活動の更なる普及にも取り組みます。

(3) それぞれが取組むべきこと

<補足・具体的な取組(例)>

- ◆隣人の困りごとを発見した場合、無理なく近所で助け合い、地域で共有した上でみんなの課題として解決を図ります。
- ◆各地域で抱える困りごとは異なり、支え合う体制も画一的である必要はないことを踏まえ、地域の実情に合った、みんなの協力体制を模索します。

市民・事業者
地域活動団体・関係団体

- 地区ボランティアセンター設置・運営にむけた支援を行い、地域の支え合い体制の構築を推進します

市社協

- 日頃から地域のつながりを育みつつ、日常生活の中で隣人や地域の困りごと・課題を気にかけるようにします
- 地域に課題に対する支え合い活動に、可能な範囲で参加し、様々な人と協力して解決を目指します。

- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路の整備を行います
- 地域の支え合い体制の構築を推進します
- 日常生活の安心・安全に係る暮らしの支援や市全域を対象とする住民間の助け合いを助長する事業を行います

市

(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市の取組>

施策・事業	概要
ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路の整備	公共施設の新築，改築時や道路の新設，改修時には，ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら，バリアフリー化に努めます
日常生活の安心・安全に係る暮らしの支援，市全域を対象とする住民間の助けあいを助長する事業の実施	除雪やゴミ出し等に関する地域での暮らしを支える事業の実施や，市全域を対象としたファミリーサポートセンターなどの住民同士が提供会員と利用会員に分かれた有償ボランティアによる援助活動を支援します
地域の支え合い体制の構築	地域の困りごとの把握・困りごとを支える住民や団体等の担い手確保・支援調整を担う事務局の立上げ・困っている住民と担い手のマッチングなどを行う地域の支え合い体制を構築しその運用を支援する。なお，支え合い体制の構築等に当たっては，社会福祉法人による地域における公益的な取組との連携などを含め柔軟な支援を行います。

<市社協の取組>

施策・事業	概要
地域支えあいのまちづくり推進事業における参加の機会、活動の機会の確保（地区ボランティアセンター事業 再掲）	身近な地域において、ボランティア活動を必要としている人と活動したい人をつなぐしくみとして地区ボランティアセンターの設置を推進します。地区ボランティアセンターでは、支えられる側も活躍できるような仕組みを目指し、立ち上げ・運営を支援します。

基本的な考え方(3) 災害時に備えた取組の推進

(1) 基本的考え方として設定した背景

① 前期計画の振り返りから

市では、災害時または災害の発生の恐れがあるときに、自ら避難することが困難である避難行動要支援者に関する名簿の整備を行いました。また、名簿搭載者の意向確認を行った上で、平常時において、希望のあった地域活動団体などの自主防災組織に対して、当該名簿の提供に係る取組を進めました。また、福祉避難所の確保・運営ガイドラインの策定や、市と市社協による協定に基づく、災害ボランティアセンターの開設を行い、災害時に備えた訓練等を実施しました。

② 市民の意見や会議における審議の結果から

一部の地域では、複数の地域活動団体が共同して、地域内の福祉事業者や医療機関と連携して地域内の防災に係るマップの作成や勉強会等を実施しています。これらの取組は災害時において非常に役立つものであり、上記取組を実施している地域からは、地域の問題は地域で解決するという意識の高まりにもつながっているとの意見がありました。

③ 地域福祉計画ガイドライン等の記載から

福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携を意識した計画作成について記載されており、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取組等が求められています。

(2) 取組を行うに当たり共有すべきこと

災害時の様々な対応を市その他行政機関のみで行うことは困難であることから、市民や自主防災組織との協力が必要です。

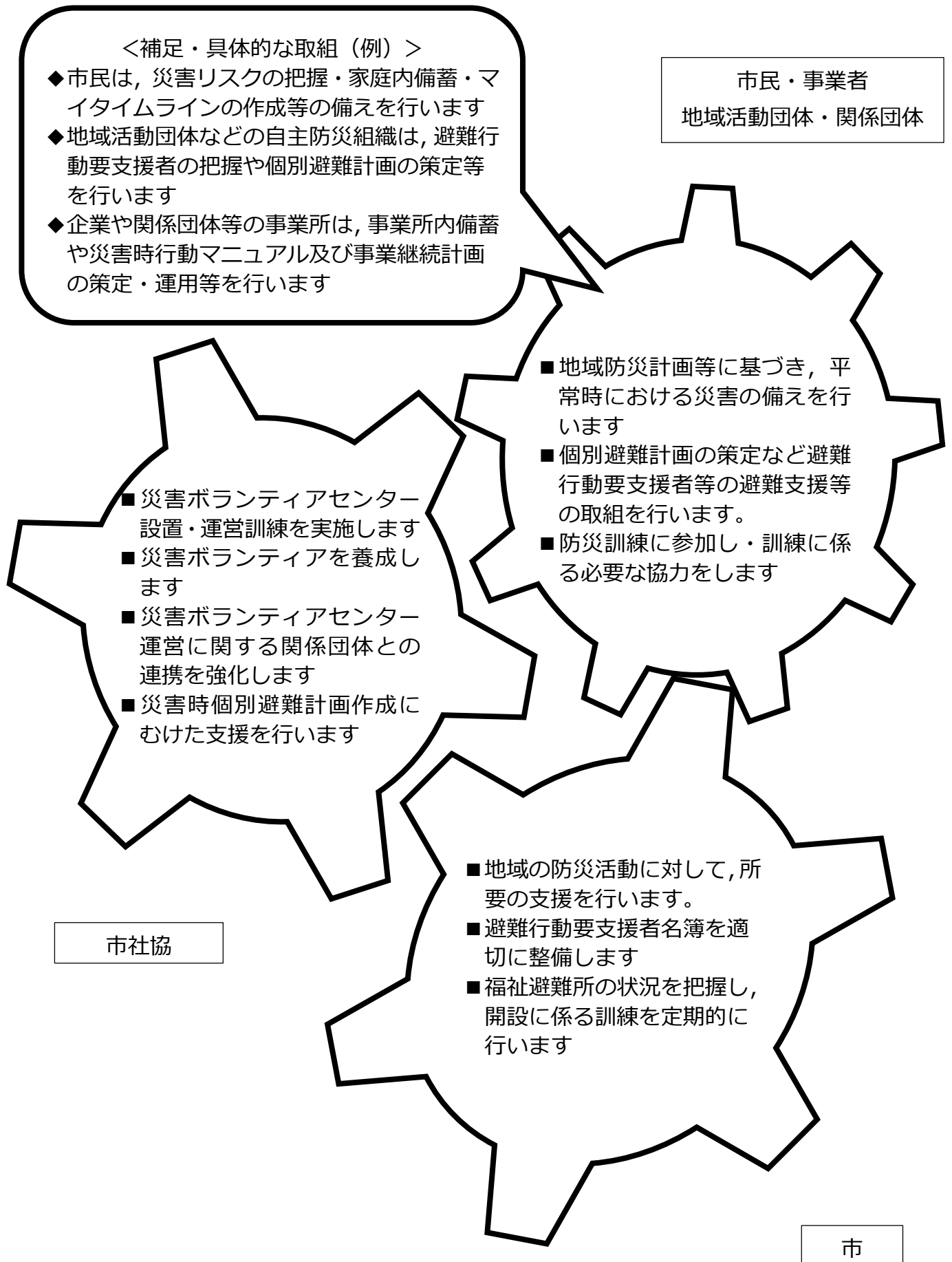
市民は、自然災害に対して行政を依存しすぎることなく、「自らの命は自らが守る」という自助の意識を持ち、平常時から災害の発生に備える意識を高め、旭川市地域防災計画に記載されている責務を果たすことが重要です。

地域活動団体などの自主防災組織においては「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という理念に基づき、個々がばらばらに活動するのではなく、組織として集約し活動をする共助の取組によって、効果的な防災活動を行うことができます。そのためには、平常時における地域のつながりの大切さが重要となります。そして、普段からの隣近所を気に掛ける関係性があることで、災害時においても円滑な協力し合うことができるようになります。

また、避難行動要支援者については、避難情報の伝え方や避難する際に配慮が必要なことがそれぞれに異なることから、あらかじめ対象者の避難行動の在り方について作成する個別避難計画を作成することによって、円滑かつ迅速な避難を可能とします。また個別避難計画の作成を通して、住民間又は関係者との平常時のつながりを育み、社会的に孤立している人の発見や然るべきアプローチにもつながる可能性があることから、関係者の協力によりこの取組の推進を図ります。

さらに、市や市社協においては、災害時を想定し、福祉避難所や災害ボランティアセンターの開設等に係る訓練を実施し、災害が発生しても円滑に対応することができるよう、防災の意識を高めるとともに、対応や事務の確認を行うよう努めます。

(3) それぞれが取り組むべきこと



(4) 市及び市社協の主な施策や事業とその概要

<市の取組>

施策・事業	概要
地域の防災活動に対して、所要の支援を行います。	自助防災組織に対する防災研修の実施や、地域による「地区防災計画」「個別避難計画」の策定や地域内でのPRや訓練等を行う実行組織づくり等に向けた支援等を行います。
避難行動要支援者名簿の整備	庁内で連携し避難行動要支援者の名簿を整備し、同名簿登載者の意向確認を進め、平常時から地域の避難支援関係者に情報提供を行い、対象者の共有及び個別避難計画の策定を促進します
福祉避難所の設置・運営に係る取組	関連する法令や計画及び実態に即して、福祉避難所の設置・運営マニュアルを適時見直すとともに、福祉避難所に関する状況の定期的な把握及び災害時を含めた訓練等を実施します

<市社協の取組>

施策・事業	概要
災害ボランティアセンターの体制整備	災害時に備えた災害ボランティアセンター設置の準備および訓練を実施します
災害時個別避難計画作成の推進	安心見守り事業の対象者と連動した災害時個別避難計画作成にむけた働きかけを実施します